

様式第 7 の 4 （第 1 3 条の 7 関係）

解体等積立金取戻申請書（認定事業者等以外の者）

年 月 日

広域的運営推進機関 殿

申請者 住 所 （〒 - ）

（注 1）

氏 名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号 （ ） -

設備 I D （識別番号）

発電設備の名称

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 1 5 条の 1 6 の規定により、以下のとおり解体等積立金の取戻しを申請します。

記

取戻申請額 円

取戻申請情報			備 考
取戻事由（注 2）			
認定事業者等及び推進機関に通知した日	認定事業者等への通知日	年 月 日	
	推進機関への通知日	年 月 日	
除去等に係る太陽電池モジュール又は風車の出力等（注 3）	除去等に係る太陽電池モジュール又は風車の出力	kW	
	認定に係る太陽電池モジュール又は風力発電設備の出力	kW	
取戻可能額及	取戻可能額	円	

びその算定の 基礎（注４）	算定根拠	① [円：積立期間において積み立てられた積 立金の総額（積立期間中の場合は想定される積立金の総 額）] × [kW：廃棄する太陽電池モジュール又は風 車の出力] ÷ [kW：認定上の太陽電池モジュール又は風 力発電設備の出力] = 円 ②取戻し時点での積立額＝ 円 ③除去等に要した費用の額＝ 円	☐ 別紙あり
振込先口座	金融機関名		☐ 別紙あり
	本・支店名		
	口座種類		
	口座番号		
	口座名義		
添付書類 (注５)	書類の種類	書 類 名	備 考
	①印鑑証明 書（注６）		
	②産業廃棄 物管理表 （マニフェ スト）の写 し（注７）		
	③写真（除 去等の前・ 中・後）		
	④除去等が 適法にされ たものであ ることを証 する書面 （注８）		
	⑤認定事業 者等にあら かじめ通知 したことを 証する書面 （注９）		
	⑥除去等に 係る太陽電 池モジュー ル又は風車 の出力を証 する書面 （注１０）		
	⑦除去等に 要した費用 を証する書 面（注１１ ）		
	⑧当該設備 が適切かつ 着実な解体 等を実施す る観点から 適切な構造 であることを 証する書面 （注１２）		

	⑨その他 (注13)	

- (注1) 法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (注2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の法律の規定により再生可能エネルギー発電設備の除去その他の措置（本様式において「除去等」という。）を講じたこと、当該措置が対象となる再生可能エネルギー発電設備の解体等に係るものであるといえることが分かる法的根拠及び事実を、簡潔に記載すること。
- (注3) 認定に係る太陽電池モジュール又は風力発電設備の出力については、申請者において把握できれば記載すること。
- (注4) 以下の①～③を算定し、最も小さい額を取戻可能額として記載すること。ただし、申請者において、⑦認定に係る太陽電池モジュール又は風力発電設備の出力が把握できない場合には②③を、①積立金が把握できない場合には①③を、⑦そのいずれもが把握できない場合には③のみを、それぞれ基礎とすること。
- 【太陽光発電の場合】
- ①10年間で積み立てられた積立金の総額（積立期間中の場合は想定される積立金の総額）のうち、認定上の太陽電池モジュールの出力に対する除去等を行う太陽電池モジュールの出力の割合に相当する額
- ②取戻し時点での積立額
- ③実際に除去等に要した費用の額
- 【風力発電の場合】
- ①積立期間において積み立てられた積立金の総額（積立期間中の場合は想定される積立金の総額）のうち、認定上の風力発電設備の出力に対する廃棄する風車の出力の割合に相当する額。なお、風力発電設備を構成する各風車の定格発電出力の総和が認定上の風力発電設備の出力と異なる場合にあっては、廃棄する風車の定格発電出力に対して、当該認定上の風力発電設備の出力を当該各風車の定格発電出力の総和で除した値を乗じた値とする。
- ②取戻し時点での積立額
- ③実際に除去等に要した費用の額
- (注5) 申請理由に応じて、必要な書類を添付すること。
- (注6) 本申請書を提出する際に必ず添付すること。なお、申請日より3ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。
- (注7) 最終処分終了を確認できるものであることが必要。
- (注8) 取戻事由欄に記載した内容に応じ、行政代執行の通知書や議会への報告書等を添付すること。
- (注9) 内容証明郵便の写しや、公示送達等の方法による通知を行った場合における当該方法による通知を行ったことを証する書面等を添付すること。
- (注10) 太陽光発電の場合は、除去等に係る太陽電池モジュールの枚数及び1枚当たりの発電容量を証する書類等を添付すること。風力発電の場合は、除去等に係る風車の数及び風車1基当たりの定格発電出力を証する書類等を添付すること。
- (注11) 領収書や行政代執行の議会への報告書等を添付すること。
- (注12) 太陽光発電の場合は、廃棄する太陽電池モジュールについて含有化学物質（鉛、カドミウム、ヒ素及びセレン）及び製造期間の情報が把握されていることを証する書面（JP-ACの型式登録情報の写し等）を添付すること。あらかじめ当該情報が把握されていない場合には、廃棄時において含有化学物質を調査し、その結果を示した書類を添付すること。
- (注13) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

<備考>

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A3とすること。